ロ　(5)のロの教育を行う教育施設の長及び当該教育を行う教員
ハ　民間教育事業を行う事業所の管理者及び民間教育事業に従事する者のうち児童等に対して技芸又は知識の教授を行うもの
ニ　児童発達支援事業を行う事業所の管理者及び児童発達支援事業に従事する者のうち障害児に対する児童福祉法第六条の二の二第二項の内閣府令で定める便宜の供与又は同項に規定する治療に関する業務を行うもの
ホ　放課後等デイサービス事業を行う事業所の管理者及び放課後等デイサービス事業に従事する者のうち障害児に対する児童福祉法第六条の二の二第三項の便宜の供与に関する業務を行うもの
ヘ　居宅訪問型児童発達支援事業を行う事業所の管理者及び居宅訪問型児童発達支援事業に従事する者のうち障害児に対する児童福祉法第六条の二の二第四項の内閣府令で定める便宜の供与に関する業務を行うもの
ト　保育所等訪問支援事業を行う事業所の管理者及び保育所等訪問支援事業に従事する者のうち障害児に対する児童福祉法第六条の二の二第五項の便宜の供与に関する業務を行うもの
チ　児童自立生活援助事業を行う事業所の管理者及び児童自立生活援助事業に従事する者のうち児童福祉法第六条の三第一項第一号に掲げる者（児童に限る。）に対する児童自立生活援助を行うもの
リ　放課後児童健全育成事業等を行う事業所の管理者及び放課後児童健全育成事業等に従事する者のうち児童の遊び又は生活の支援に関する業務を行うもの
ヌ　子育て短期支援事業を行う事業所の管理者及び子育て短期支援事業に従事する者のうち児童に対する支援に関する業務を行うもの
ル　一時預かり事業を行う事業所の管理者及び一時預かり事業に従事する者のうち児童福祉法第六条の三第七項各号に掲げる者の保護に関する業務を行うもの
ヲ　小規模住居型児童養育事業を行う事業所の管理者及び小規模住居型児童養育事業に従事する者のうち児童の養育に関する業務を行うもの
ワ　病児保育事業を行う事業所の管理者及び病児保育事業に従事する者のうち児童の保育に関する業務を行うもの
カ　意見表明等支援事業を行う事業所の管理者及び意見表明等支援事業に従事する者のうち児童の意見若しくは意向の把握又は児童に対する支援に関する業務を行うもの
ヨ　妊産婦等生活援助事業を行う事業所の管理者及び妊産婦等生活援助事業に従事する者のうち児童に対する日常生活を営むのに必要な便宜の供与に関する業務を行うもの
タ　児童育成支援拠点事業を行う事業所の管理者及び児童育成支援拠点事業に従事する者のうち児童に対する生活の支援、情報の提供及び相談に関する業務を行うもの
レ　認可外保育事業を行う施設の管理者及び認可外保育事業に従事する者のうち児童の保育に関する業務を行うもの
ソ　指定障害福祉サービス事業を行う事業所の管理者及び指定障害福祉サービス事業に従事する者であって次の(イ)から(ホ)までに掲げるもののうち当該(イ)から(ホ)までに定めるもの
(イ)　居宅介護に従事する者　障害児に対する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下このソにおいて「障害者総合支援法」という。）第五条第二項の主務省令で定める便宜の供与に関する業務を行う者
(ロ)　同行援護に従事する者　障害児に対する障害者総合支援法第五条第四項の主務省令で定める便宜の供与に関する業務を行う者
(ハ)　行動援護に従事する者　障害児に対する障害者総合支援法第五条第五項の主務省令で定める便宜の供与に関する業務を行う者
(ニ)　短期入所に従事する者　障害児に対する障害者総合支援法第五条第八項の主務省令で定める便宜の供与に関する業務を行う者
(ホ)　重度障害者等包括支援に従事する者　障害児に対する障害者総合支援法第五条第九項の主務省令で定める障害福祉サービスの提供に関する業務を行う者
(7)　特定性犯罪
次に掲げる罪をいうこととした。（第二条第七項関係）
イ　刑法第一七六条、第一七七条、第一七九条から第一八二条まで、第二四一条第一項若しくは第三項又は第二四三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
ロ　盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法第二四一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
ハ　児童福祉法第六〇条第一項の罪
ニ　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪
ホ　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までの罪
ヘ　都道府県の条例で定める罪であって、次の(イ)から(ニ)までに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
(イ)　みだりに人の身体の一部に接触する行為
(ロ)　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機等を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
(ハ)　みだりに卑わいな言動をする行為（(イ)又は(ロ)に掲げるものを除く。）
(ニ)　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為
(8)　特定性犯罪事実該当者
次のいずれかに該当する者をいうこととした。（第二条第八項関係）
イ　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。ロにおいて「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二〇年を経過しないもの
ロ　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して一〇年を経過しないもの
ハ　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して一〇年を経過しないもの
(三)　学校設置者等及び民間教育保育等事業者の責務等
(1)　学校設置者等及び民間教育保育等事業者は、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にあるものであり、児童等に対して当該役務を提供する業務を行う教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止に努め、仮に児童対象性暴力等が行われた場合には児童等を適切に保護する責務を有することとした。（第三条第一項関係）
(2)　国は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者が(1)に定める責務を確実に果たすことができるようにするため、必要な情報の提供、制度の整備その他の施策を実施しなければならないこととした。（第三条第二項関係）